

つくば市建設コンサルタント等業務最低制限価格取扱要領（新旧対照表）

改正後	改正前
第1条－第3条 （略） （最低制限基本価格の算定基準） 第4条 最低制限基本価格は、次の各号に掲げる建設コンサルタント等業務の種類ごとに当該各号において定める額の合計額（当該合計額が見積書比較価格（予定価格に110分の100を乗じて得た額をいう。以下同じ。）に100分の81を乗じて得た額を超える場合にあっては当該100分の81を乗じて得た額（当該額に1万円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とし、当該合計額が見積書比較価格に100分の60を乗じて得た額以下の場合にあっては当該100分の60を乗じて得た額（当該額に1万円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）とし、これら以外の場合にあって当該合計額に1万円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）に100分の110を乗じて得た額とする。 (1) 測量業務 ア 直接測量費の額 イ 測量調査費の額 ウ 諸経費に100分の50を乗じて得た額 (2) 土木関係コンサルタント業務 ア 直接人件費の額 イ 直接経費の額 ウ その他原価の額に100分の90を乗じて得た額 エ 一般管理費等の額に100分の50を乗じて得た額 (3) 建築関係コンサルタント業務 ア 直接人件費の額 イ 特別経費の額 ウ 技術料等経費の額に100分の60を乗じて得た額 エ 諸経費の額に100分の60を乗じて得た額 (4) 補償関係コンサルタント業務	第1条－第3条 （略） （最低制限基本価格の算定基準） 第4条 最低制限基本価格は、次の各号に掲げる建設コンサルタント等業務の種類ごとに当該各号において定める額の合計額（当該合計額が見積書比較価格（予定価格に110分の100を乗じて得た額をいう。以下同じ。）に100分の80を乗じて得た額を超える場合にあっては当該100分の80を乗じて得た額（当該額に1万円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とし、当該合計額が見積書比較価格に100分の60を乗じて得た額以下の場合にあっては当該100分の60を乗じて得た額（当該額に1万円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）とし、これら以外の場合にあって当該合計額に1万円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）に100分の110を乗じて得た額とする。 (1) 測量業務 ア 直接測量費の額 イ 測量調査費の額 ウ 諸経費に100分の48を乗じて得た額 (2) 土木関係コンサルタント業務 ア 直接人件費の額 イ 直接経費の額 ウ その他原価の額に100分の90を乗じて得た額 エ 一般管理費等の額に100分の48を乗じて得た額 (3) 建築関係コンサルタント業務 ア 直接人件費の額 イ 特別経費の額 ウ 技術料等経費の額に100分の60を乗じて得た額 エ 諸経費の額に100分の60を乗じて得た額 (4) 補償関係コンサルタント業務

ア 直接人件費の額 イ 直接経費の額 ウ その他原価の額に 100 分の 90 を乗じて得た額 エ 一般管理費等の額に 100 分の <u>50</u> を乗じて得た額 (5) 地質調査業務 ア 直接調査費の額 イ 間接調査費の額に 100 分の 90 を乗じて得た額 ウ 解析等調査業務費の額に 100 分の 80 を乗じて得た額 エ 諸経費の額に 100 分の <u>50</u> を乗じて得た額 (6) 前各号に掲げる業務以外の業務 見積書比較価格の 100 分の 60 から 100 分の <u>81</u> の範囲内で適宜定める額 2 前項第 1 号の測量業務の最低制限基本価格を算定する場合における同項の規定の適用については、同項中「100 分の <u>81</u>」とあるのは「100 分の 82」とする。 3 第 1 項第 5 号の地質調査業務の最低制限基本価格を算定する場合における同項の規定の適用については、同項中「100 分の <u>81</u>」とあるのは「100 分の 85」と、「100 分の 60」とあるのは「100 分の 67」とする。 第 5 条 (以下略)	ア 直接人件費の額 イ 直接経費の額 ウ その他原価の額に 100 分の 90 を乗じて得た額 エ 一般管理費等の額に 100 分の <u>45</u> を乗じて得た額 (5) 地質調査業務 ア 直接調査費の額 イ 間接調査費の額に 100 分の 90 を乗じて得た額 ウ 解析等調査業務費の額に 100 分の 80 を乗じて得た額 エ 諸経費の額に 100 分の <u>48</u> を乗じて得た額 (6) 前各号に掲げる業務以外の業務 見積書比較価格の 100 分の 60 から 100 分の <u>80</u> の範囲内で適宜定める額 2 前項第 1 号の測量業務の最低制限基本価格を算定する場合における同項の規定の適用については、同項中「100 分の <u>80</u>」とあるのは「100 分の 82」とする。 3 第 1 項第 5 号の地質調査業務の最低制限基本価格を算定する場合における同項の規定の適用については、同項中「100 分の <u>80</u>」とあるのは「100 分の 85」と、「100 分の 60」とあるのは「100 分の 67」とする。 第 5 条 (以下略)
--	--